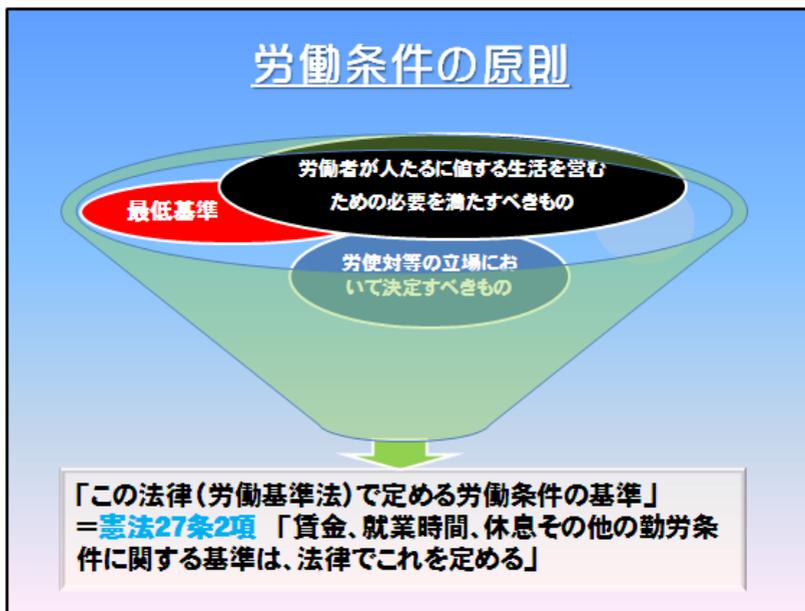


1-5 労働条件の原則とその決定等



労働条件の原則

(労働条件の原則)

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(労働条件の決定)

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

労働基準法は、以上の労働条件のあり方とその決定にかかる条項(1,2条)のほか、均等待遇(3条)、公民権の保障(7条)の原則を規定している。

さらに、労働基準法には、前近代的拘束を排除しようとする各種規定が存在する。強制労働の禁止(5条)、中間搾取の排除(6条)、賠償予定の禁止(16条)、前借金相殺の禁止(17条)、強制貯金の禁止(18条)等である。